

岩出市水防計画

令和5年4月

岩 出 市

目 次

第1章 総則	1
第2章 水防組織	2
第1節 水防本部の組織	2
第2節 水防団（消防団）	3
第3章 水防態勢	4
第1節 市の非常配備	4
第2節 水防団（消防団）の非常配備	5
第3節 地震により行う水防活動	6
第4節 水防配備態勢等伝達経路	6
第4章 気象予報・警報	7
第1節 予報及び警報とその種類	7
第2節 伝達経路	8
第5章 洪水予報及び水防警報	9
第1節 洪水予報	9
第2節 水防警報	10
第6章 雨量・水位の観測・通報	12
第1節 雨量の観測・通報	12
第2節 水位の観測・通報・公表	12
第3節 ダム放流通報	12
第7章 水防上の重要箇所	13
第1節 重要水防箇所	13
第2節 重要なダム・樋門等	15
第8章 水防資機材の整備、輸送の確保	17
第1節 水防資機材の整備計画	17
第2節 市の資材等備蓄状況	17
第3節 県の資材等備蓄状況	18
第4節 輸送の確保	18
第9章 水防活動と警戒	19
第1節 水防工法	19
第2節 水防活動の心得	19
第3節 警戒	19
第10章 避難態勢	20
第1節 避難立退計画	20
第2節 避難情報等	20
第11章 水防信号	21
第12章 決壊の通報	22
第13章 応援・協定・出動要請	23
第1節 水防管理団体相互の協力	23

第2節	警察官の出動要請	23
第3節	自衛隊の出動要請等	23
第14章	水防標識と身分証票	24
第1節	水防標識	24
第2節	水防職員証	24
第15章	費用負担と公用負担	25
第1節	費用負担	25
第2節	公用負担	25
第16章	水防報告と記録	26
第1節	水防報告	26
第17章	水防管理団体の水防計画と水防訓練	27
第1節	水防管理団体の水防計画	27
第2節	水防訓練	27
第18章	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	28
第1節	洪水等の対応	28
別紙1	各部・班の分担事務表	30
別紙2	避難所・避難場所一覧	32

第 1 章 総則

この計画は、水防法第 33 条の規定に基づき、同法第 1 条の目的を達し同法第 3 条の責任を果すため、和歌山県水防計画に基づき岩出市内の各河川及びため池等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及び樋門等開閉の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力、応援並びに水防に必要な器具・資材及び設備と運用について、大綱を示したものである。

第2章 水防組織

第1節 水防本部の組織

水防法第10条第3項及び第16条第3項の規定により、和歌山県知事より気象状況の通知を受けたとき、又は洪水警報若しくは水防警報の通知を受けたとき、並びに気象状況の急変により洪水による水害が予想されるときは、次の組織により事務を処理する。

1 水防組織図

本市の水防本部の組織は、次のとおりである。

なお、各部・班の分担事務は、別紙1を参照のこと。

本部会議		部（部長）	班	担当
本部長	市長	広報部 （市長公室長）	広報班 連絡調整班	市長公室 議会事務局
副本部長	副市長 教育長	総務部 （総務部長）	総務班（本部事務局） 調査班 避難所支援班	総務課 財務課 税務課 市民課
本部員	総務部長 危機管理監 生活福祉部長 事業部長 上下水道局長 教育部長 市長公室長 水防団長（消防団長） その他本部長が必要と認める者	生活福祉部 （生活福祉部長）	住民福祉班 医療保健班 環境衛生班	生活支援課 地域福祉課 子ども・健康課 生活環境課 保険年金課
		事業部 （事業部長）	土木班 物資班	土木課 都市計画課 産業振興課 農業委員会
		出納部 （会計管理者）	出納班	出納室
		上下水道部 （上下水道局長）	上下水道班	上下水道業務課 上水道工務課 下水道工務課
		教育部 （教育部長）	教育避難班	教育総務課 生涯学習課 岩出図書館 民俗資料館
		水防団（消防団） （水防団長（消防団長））	—	水防団（消防団）

第2節 水防団（消防団）

1 水防の組織

水防法第5条及び第17条に基づき、水防のため出動する際の水防団（消防団）の編成は、次のとおりとする。



状況に応じ団長の指示により、各分団は、相互に協力援助する。

2 水防屯所

各分団の出動集合場所は、次のとおりである。

分 団 名	集合場所 ・ 電話番号	摘要
岩出市水防団（消防団）本部	岩出市役所 62-2141	
第1機動隊 第1分団	岩出地区公民館 63-3707	
第2機動隊 第2分団	山崎地区公民館 63-3661	
第3機動隊 第3分団	根来地区公民館 62-8206	
第4機動隊 第4分団	上岩出地区公民館 62-8205	

第3章 水防態勢

第1節 市の非常配備

1 非常配備指令

市長は、次の場合に水防本部職員及び水防団（消防団）を非常配備につかせる指令を発する。

- (1) 市長自らの判断により、必要と認めた場合
- (2) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

2 本部の非常配備

常時勤務から水防態勢への切り換えを確実、迅速に行うとともに、長期間にわたる非常勤務活動への完遂を期するため、交代要員を考慮したうえで、次のとおり非常配備を行う。

(1) 非常配備の区分と発令基準

態勢	警戒・配備態勢の発令基準		
	県の水防非常配備の指令 (那賀振興局管内)	気象予警報等	その他
警戒態勢		○岩出市を除く紀北地方に大雨及び洪水の警報が発表され、災害の発生に備える必要があるとき。 ○岩出市に大雨、洪水又は暴風警報が発表されたとき。	○その他副市長が必要と認めたとき。
配備態勢第1号	水防配備態勢第1号指令が発令されたとき。	○岩出市に大雨及び洪水の警報が発表されたとき。 ○紀の川に洪水注意報（氾濫注意情報）が発表されたとき。	○台風が市に接近するおそれがあり、厳重な警戒が要すると認められたとき。 ○大規模な事故（爆発等）が発生したとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。
配備態勢第2号	水防配備態勢第2号指令が発令されたとき。	○岩出市に大雨及び洪水の警報の発表かつ暴風警報が発表されたとき。 ○紀の川に洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表されたとき。 ○市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○市域に記録的短期間大雨情報が発表されたとき。	○市域が台風の暴風域内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が起こるおそれがあると認められたとき。 ○災害対策本部を設置しなければならない規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。

配備態勢第3号	水防配備態勢第3号指令が発令されたとき。	○大雨、暴風、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。 ○岩出市に大雨、洪水、暴風、その他の警報が発表され、市長が必要と認めたとき。	○災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。
---------	----------------------	---	--

(2) 警戒・配備態勢の配備職員と活動内容

種別		配備職員	活動内容
警戒態勢		防災担当職員及び各部局の一部職員（ごく少数）	防災担当職員及び各部局の一部職員（ごく少数）の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたる態勢とする。
配備態勢	第1号	防災担当職員及び一部職員（少数）	防災担当職員及び一部職員（少数）の人員で、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに召集、その他の活動ができる態勢とする。
	第2号	防災担当職員及び一部職員（概ね半数）	防災担当職員及び一部職員（概ね半数）を動員し、水防活動の必要の事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
	第3号	全職員	職員全員を動員する完全な水防態勢とする。

注）災害の危険度に応じて、関係各部課の人員を増減することができる。

(3) 注意事項

- ① 水防本部員は、常時気象状況の変化に注意し、水防指令が予測されるときは、出動しなければならない。
- ② 第1号指令発令後は、不用意な外出を避け、待機しなければならない。
- ③ 水防本部員は、交代者と引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。
- ④ 交代者は、あらかじめ自己の勤務する時期を確認し、水防事務に支障のないようにしなければならない。

第2節 水防団（消防団）の非常配備

水防団長（消防団長）は、市長より第1節の水防配備態勢第1号から第3号までの配備指令を受けたときは、直ちに本部に詰めて緊密な連絡をとり、次のとおり配備態勢をとる。

(1) 待機

団長は、副団長、各分団長及び副分団長を本部に召集し、情勢の把握に努め、一般団員は、直ちに次段階の行動に移行できる態勢をとる。

待機命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ① 水防管理者（市長）が必要と認めたとき。

(2) 準備

部長、班長等を所定の場所に集合させ、資機材の点検、作業人員の配備計画等に当たり、樋門等、ため池等の水防上重要工作物の設置箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため団員を出動させる。

準備命令は、概ね次の状況において発する。

- ① 河川の水位が水防団（消防団）待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

- ② 地震により、堤防等からの漏水、決壊などの危険が予想されるとき。

(3) 出動

水防団員（消防団員）の全員が所定の屯所に集合し、警戒活動を行う。

出動命令は、概ね次の状況において発する。

- ① 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

- ② 地震により、堤防等からの漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

第3節 地震により行う水防活動

地震により堤防、護岸、樋門等、河川・ため池等施設に被害が生じ、また、生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に市（水防管理団体）及び県は、次の措置をとる。

※被害の生じるおそれのあるとき：県内で震度4以上の地震が観測されたとき。

※水防活動を行う必要があるとき：地震により被害を受け、堤防、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、又は浸水が予想されるとき。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られる様に留意するものとする。

また、水防団員（消防団員）は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して水防団員（消防団員）が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

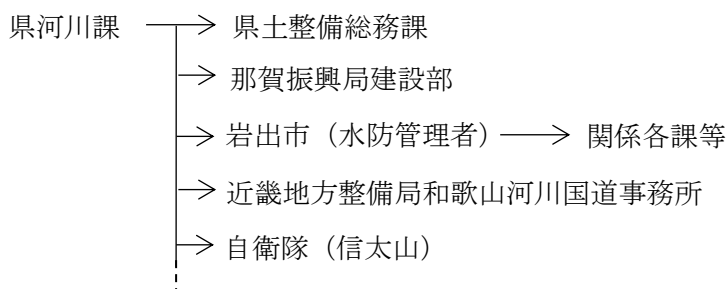
(1) 市の行う措置

- ① 自らの判断で河川、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう指示するとともに、那賀振興局へその旨を連絡する。
- ② 管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、樋門等管理者への連絡、通報を行う。
- ③ 水防活動に必要な資機材の点検整備
- ④ 管理する樋門等の迅速な操作及び他の管理者に対する門扉操作の応援
- ⑤ 市町村（水防管理団体）における相互協力及び応援

(2) 県の行う措置

- ① 管内被害の情報収集のための態勢の強化充実
- ② 管理する樋門等の迅速な操作及び他の管理者に対する門扉操作の応援
- ③ 市町村が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び指導
- ④ 河川管理施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況の把握

第4節 水防配備態勢等伝達経路



第4章 気象予報・警報

第1節 予報及び警報とその種類

和歌山地方気象台から発表される気象予報及び警報で水防活動に適用するものは、次のとおりである。

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

警報・注意報発表基準

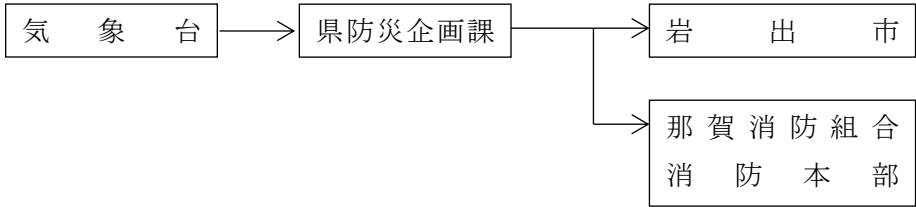
岩出市	府県予報区		和歌山県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		紀北	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	161
	洪水		流域雨量指数基準	住吉川流域=8.4, 根来川流域=9.3 貴志川流域=37, 春日川流域=7.1
			複合基準※	紀の川流域=(8, 71.7)
			指定河川洪水予報による基準	紀の川[三谷・船戸]
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	112
	洪水		流域雨量指数基準	住吉川流域=6.7, 根来川流域=7.4 貴志川流域=29.6, 春日川流域=5.6
			複合基準※	紀の川流域=(8, 64.5)
			指定河川洪水予報による基準	紀の川[船戸]

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（令和4年5月26日現在 発表官署 和歌山地方気象台）

第2節 伝達経路

気象台から県水防関係機関への伝達経路は、次のとおりであり、総合防災情報提供システムにより伝達される。



第5章 洪水予報及び水防警報

第1節 洪水予報

1 洪水予報概要

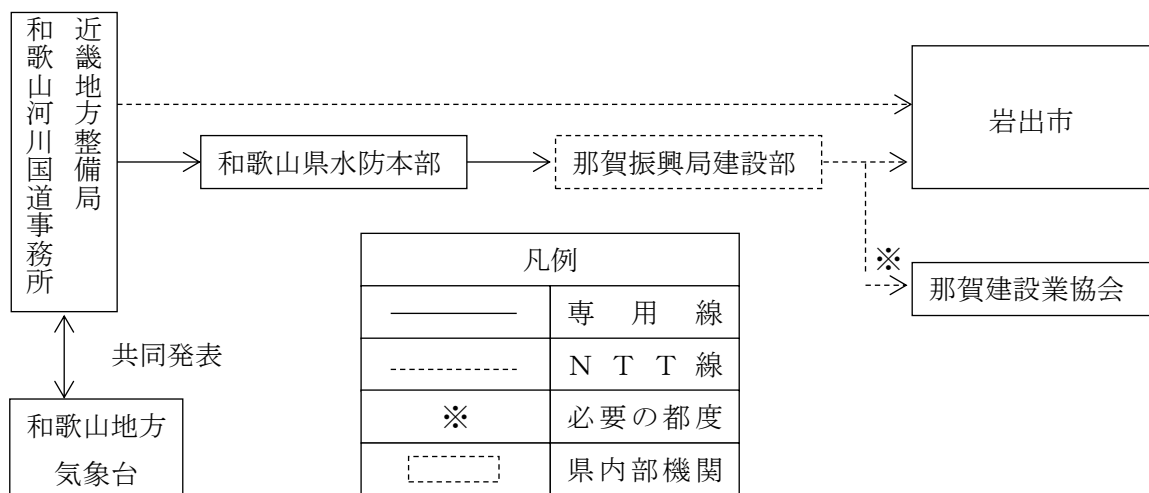
水防法第10条の規定により、気象庁長官・国土交通大臣が共同して行う紀の川洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

実施区間	紀の川 左岸 右岸	奈良県五條市野原東4丁目266番地先から海まで 奈良県五條市小島町550番1地先から海まで
洪水注意報	紀の川 氾濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	紀の川 氾濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	紀の川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当

	紀の川 洪水予報（臨時）	和歌山県内及び奈良県内で大雨特別警報から警報等へ切り替えられ、洪水予報を発表しているときに発表される。なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。
--	-----------------	---

2 洪水予報伝達系統図

紀の川洪水予報



第2節 水防警報

水防法第16条の規定により、国土交通大臣が行う水防警報の概要は、次のとおりである。

(1) 水防警報発表区域等

実施河川	対象量水標	実施区域	
紀の川	船戸	左岸	奈良県五條市野原東4丁目266番地先から海まで
		右岸	奈良県五條市小島町550番1地先から海まで

(2) 水防警報の発表の段階

段階	種類	内容
第1	待機	水防団員（消防団員）の足留め
第2	準備	水防資機材の準備点検、樋門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動
第3	出動	水防団員（消防団員）の出動の必要を警告
第4	解除	水防活動の終了の通知

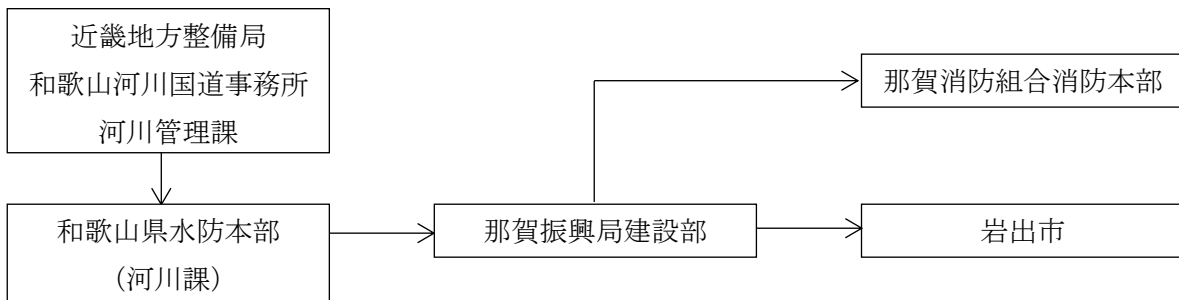
(3) 水防警報の発表の時期

河 川 名	紀 の 川
対象観測所	船 戸
待 機	氾濫注意水位に達する約 4 時間前
準 備	氾濫注意水位に達する約 3 時間前
出 動	氾濫注意水位に達する約 2 時間前
解 除	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注) 警報のうち「待機」「準備」については省略することがある。

(4) 水防警報伝達経路

紀の川水防警報



第6章 雨量・水位の観測・通報

市は、気象状況の急変により、洪水による水害が予想されるときは、那賀振興局から連絡を受けるほか、積極的に上流部の雨量・水位等の情報入手に努める。

第1節 雨量の観測・通報

本市において県により設置されている、テレメーターで情報収集する雨量観測所は、次のとおりである。

観測所	所在地		設置場所	管理者	河川名	備考
	市町村	大字				
岩出	岩出市	高塚	那賀総合庁舎	和歌山県	紀の川	テレメーター
押川	岩出市	押川	岩出市防災無線局近隣	和歌山県	根来川	テレメーター
岩出市役所	岩出市	西野	岩出市役所	和歌山県	紀の川	テレメーター
安上	岩出市	安上	安上中継ポンプ所	和歌山県	ー	テレメーター

(資料：令和4年度和歌山県水防計画)

第2節 水位の観測・通報・公表

本市において水防法第12条の2の規定により、水位状況を公表する水位観測所は、次のとおりである。

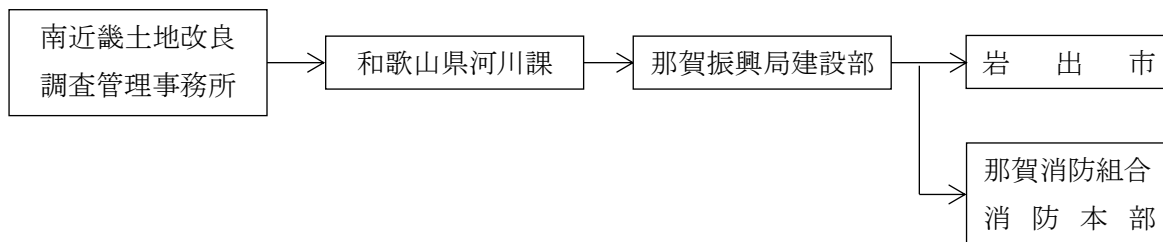
河川名	観測所	所在地		設置場所	水位(m)		堤防高(m)		管理者
		市町村	大字		水防団 (消防団) 待機水位	氾濫 注意水位	左岸	右岸	
紀の川	船戸	岩出市	宮	岩出橋 右岸下流 150m	4.00	5.00	13.77	13.56	国土交通省

(資料：令和4年度和歌山県水防計画)

第3節 ダム放流通報

紀の川上流の大迫ダム及び津風呂ダムの放流通報については、河川法第48条に基づき、知事、関係市町村等に伝達される。

大迫ダム（紀の川）・津風呂ダム（津風呂川）連絡系統図



第7章 水防上の重要箇所

第1節 重要水防箇所

河川及びため池の重要水防箇所は、次のとおりである。

(1) 直轄河川

河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭(km)	延長(m)	対象とする流量を現河道に流したときの水位(m)	現堤防高(m)	計画堤防余裕高(m)	備考
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市永穂～岩出市中島	10.4～14.2	4,080	13.79	17.17	2.00	旧川跡
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市中島	14.8	119	17.40	21.12	2.00	旧川跡
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市西野～岩出市宮	15.8～16.6	1,224	19.53	23.95	2.00	旧川跡
紀の川	左岸	堤体漏水	A	岩出市船戸	16.6	211	19.67	21.86	2.00	パラペット区間
紀の川	左岸	陸閘	要注意	岩出市船戸	16.6～77.0	－	19.67	21.86	2.00	船戸第一陸閘
紀の川	左岸	陸閘	要注意	岩出市船戸	16.6～59.9	－	19.67	21.86	2.00	船戸第二陸閘
紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8～79.2	－	20.23	24.83	2.00	岩出樋管
紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8～148	－	20.23	24.83	2.00	岩出井堰
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市清水	16.8	－	20.23	24.83	2.00	破堤跡
紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	17.0～89.0	－	23.97	26.14	2.00	岩出第一樋管
紀の川	右岸	越水(溢水)	B	岩出市高塚～紀の川市下井阪	19.0～21.0	2,074	26.15	27.37	2.00	
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市高塚	19.0	393	25.45	26.01	2.00	旧川跡
紀の川	左岸	越水(溢水)	B	岩出市山崎	19.0～19.2	684	25.45	26.21	2.00	
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市岡田	19.6	－	26.07	27.09	1.50	破堤跡
紀の川	右岸	工作物	A	岩出市岡田	20.2～3.6	－	26.26	27.30	1.50	岡田樋管

(2) 知事管理河川

水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所			重要度	危険理由
			市町村名	場所	延長m		
紀の川	木積川	左	岩出市	市道西国分5号線～東坂本小川製作所	800	A	堤防高
紀の川	木積川	右	岩出市	市道西国分5号線～東坂本小川製作所	800	A	堤防高
紀の川	根来川	左	岩出市	山田川合流点上流 360m～根来新橋	1,140	A	堤防高
紀の川	根来川	右	岩出市	山田川合流点上流 360m～根来新橋	1,140	A	堤防高
紀の川	相谷川	左	岩出市	住吉川合流点～原川合流点	400	A	堤防高
紀の川	相谷川	右	岩出市	住吉川合流点～原川合流点	400	A	堤防高
紀の川	住吉川	左	岩出市	たかの橋～住吉橋（県道粉河加太線）	4,100	A	堤防高
紀の川	住吉川	右	岩出市	たかの橋～住吉橋（県道粉河加太線）	4,100	A	堤防高
紀の川	古戸川	左	岩出市	春日川合流点～紀の川市界	1,200	A	堤防高
紀の川	古戸川	右	岩出市	春日川合流点～紀の川市界	1,200	A	堤防高

((1)、(2)資料：令和4年度和歌山県水防計画)

(3) ため池

整理番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	貯水量 (m ³)
816	那賀	302090012	昭和池	山	8,000
817	那賀	302090013	岩谷池	山	24,000
818	那賀	302090014	黒谷池	山	44,500
819	那賀	302090015	大池（山）	山	101,650
820	那賀	302090016	西ノ池	相谷	9,000
821	那賀	302090017	大谷池	相谷	19,000
822	那賀	302090018	後住池	相谷	27,000
823	那賀	302090019	蔵谷池	相谷	11,000
824	那賀	302090020	大供池	西安上	9,000
825	那賀	302090021	前谷池	安上	9,000
826	那賀	302090023	東的場池	安上	2,004
827	那賀	302090024	徳上池	安上	3,236
828	那賀	302090025	五坊池	安上	8,000
829	那賀	302090027	住持池	根来	271,000
830	那賀	302090028	中左近池	根来	152,000

整理番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	貯水量 (m ³)
831	那賀	302090029	桃坂新池	根来	60,000
832	那賀	302090031	新池（根来）	根来	41,500
833	那賀	302090032	大門池	根来	32,000
834	那賀	302090033	丹生池	根来	54,000
835	那賀	302090036	鮎谷上池	桜台	5,000
836	那賀	302090038	瓦谷下池	桜台	11,000
837	那賀	302090045	竈池（東坂本）	北大池	4,000
838	那賀	302090046	上ノ池	東坂本	3,500
839	那賀	302090047	新池（東坂本）	東坂本	98,000
840	那賀	302090051	どろ池	新田広芝	3,000
841	那賀	302090053	上皿池	東坂本	3,000
842	那賀	302090059	大池（水栖）	水栖	46,000
843	那賀	302090063	船戸池	船戸	5,177
844	那賀	302090064	大池（山崎）	山崎	17,000
845	那賀	302090066	竹谷池	山崎	6,020
846	那賀	302090068	岩ノ谷池	山崎	583

（資料：令和４年度和歌山県水防計画）

第２節 重要なダム・樋門等

水防上重大な関係を有するダム、樋門等については、次のとおりである。

河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準
紀の川	岩出頭首工	左岸：岩出市船戸 右岸：岩出市清水	紀の川左岸土地改良 区長、六箇井土地改 良区長	紀の川左岸土地改 良区長、六箇井土地 改良区長	岩出頭首工管理規 定による。
紀の川	船戸第一陸閘	左岸：岩出市船戸	近畿地方整備局長	岩出市長	紀の川の水位が高 くなり国土交通省 からの指示により 閉門する。
紀の川	船戸第二陸閘	左岸：岩出市船戸	近畿地方整備局長	岩出市長	
紀の川	山崎樋門	左岸：岩出市山崎	近畿地方整備局長	岩出市長	紀の川の水位が内 水位より高くなっ た時閉門する。
紀の川	岩出樋管	右岸：岩出市清水	近畿地方整備局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートに よる自動開閉
紀の川	岩出第一樋管	右岸：岩出市清水	近畿地方整備局長	和歌山河川国道 事務所長	
紀の川	岡田樋門	右岸：岩出市岡田	近畿地方整備局長	岩出市長	紀の川の水位が内 水位より高くなっ た時閉門する。
紀の川	岡田樋管	右岸：岩出市岡田	近畿地方整備局長	岩出市長	
六ヶ井 用水	山崎排水樋門	右岸：岩出市中島	岩出市長	岩出市長	

河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準
六ヶ井用水	山崎地区合流工ゲート	左岸：岩出市畑毛	岩出市長	岩出市長	洪水、冠水時の排水を目的として操作する。
春日川	溝川樋門	右岸：岩出市高塚	和歌山県知事(河)	那賀振興局建設部長	春日川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
春日川	古戸川樋門	左岸：岩出市高塚	和歌山県知事(河)	那賀振興局建設部長	
春日川	高塚樋門	右岸：岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	
春日川	高塚樋管	右岸：岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	
春日川	清水樋門	右岸：岩出市清水	岩出市長	岩出市長	
春日川	前川樋門	右岸：岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	
春日川	高塚下排水路ゲート	右岸：岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	洪水、冠水時の排水を目的として操作する。
根来川	西野樋門	左岸：岩出市西野	岩出市長	岩出市長	
住吉川	川添川樋門	左岸：岩出市中島	和歌山県知事(河)	那賀振興局建設部長	住吉川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
住吉川	鴨沼川樋門	右岸：岩出市中島	和歌山県知事(河)	那賀振興局建設部長	

(資料：令和４年度和歌山県水防計画)

第8章 水防資機材の整備、輸送の確保

第1節 水防資機材の整備計画

水防資機材は、水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとし、緊急時に備え定期的に点検し、老朽・損傷等により不足が生じたときは、直ちに補充する。また、長期間の保管に適さない資材については、民間取扱業者等と契約するなどの方法を講じる。

第2節 市の資材等備蓄状況

管内の水防倉庫・備蓄配備施設及びその備蓄資機材は、次のとおりである。

水防倉庫名		岩出市役所水防倉庫		
備蓄主要資機材	土のう袋	2,440 枚	掛矢	8 本
	杭	168 本	ハンマー	5 本
	ゴムボート	1 漕	一輪車	3 台
	毛布	218 枚	鉄線カッター	3 本
	防水ライト	148 個	チェーンソー	2 台
	ブルーシート	792 枚	投光器	4 台
	剣先スコップ	35 本	発電機	8 台
	角スコップ	21 本	メガホン	18 台
	のこぎり	9 本	エンジンカッター	2 台

水防倉庫名		高塚消防水防倉庫	中迫・荊本消防水防倉庫	あいあいセンター水防倉庫
備蓄主要資機材	土のう袋	200 袋	100 袋	2,800 袋
	杭	40 本	0	39 本
	掛矢	3 本	0	4 本
	角・剣先 スコップ	8 本	0	77 本

備蓄施設 地区公民館		岩出	船山	山崎	紀泉台	根来	上岩出	桜台
備蓄主要資機材	チェーンソー	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台
	剣先スコップ	5 本	5 本	5 本	5 本	5 本	5 本	5 本
	角スコップ	5 本	5 本	5 本	5 本	5 本	5 本	5 本
	ハンマー	2 本	1 本	2 本	2 本	2 本	2 本	1 本
	のこぎり	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本
	土のう袋	200 袋	200 袋	200 袋	200 袋	200 袋	200 袋	200 袋
	トラロープ	2 本	2 本	2 本	1 本	1 本	2 本	1 本
	バール	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本
	つるはし	1 本	1 本	1 本	1 本	1 本	1 本	1 本
	レスキューキット	2 セット	2 セット	2 セット	2 セット	2 セット	2 セット	1 セット

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

第 3 節 県の資材等備蓄状況

県（那賀振興局）が備蓄する資材等は、次のとおりである。

保管場所は、那賀振興局及び保管を委託している市の倉庫であるが、市は、自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、県の資材を使用することができる。

備蓄主要資機材	土のう袋（枚）	1,100	土砂等（トン）	0	唐鍬（丁）	0
	大型土のう（枚）	105	蛇かご	0	じょれん（丁）	3
	むしろ（枚）	0	鎌（丁）	15	なた（丁）	2
	シート等（枚）	120	おの（丁）	0	掛矢（丁）	1
	縄（巻）	0	ペンチ（丁）	4	照明器具（台）	2
	ロープ（m）	0	スコップ（丁）	9	はしご（梯）	1
	ロープ（巻）	11	ツルハシ（丁）	5	どんごろす（枚）	0
	丸太杭（本）	50	ハンマー（丁）	2	オイルフェンス（m）	520
	鉄線（m）	0	かつぎ棒（丁）	0	吸着マット（枚）	900
	鉄線（kg）	0	もっこ（丁）	0	水中ポンプ（基）	8
	ブロック（個）	0	のこぎり（丁）	3		

(資料：令和 4 年度和歌山県水防計画)

第 4 節 輸送の確保

水防時、輸送路の確認等は、土木班において行い、本部との連絡を密にして適切な輸送を確保する。

輸送車については、出動水防団（消防団）毎に、分団当たり 2 台の車両が出動できるよう、予め分団長より指定しておく。

第9章 水防活動と警戒

第1節 水防工法

水防工法は、昔から地域住民の水災防止の自衛手段として創意工夫されてきたものである。

用いる資材は、大量の確保や水に対しての抵抗力が強くなければならないのは勿論であるが、水防工法は、緊急を要する対策工法であるため加工・施行が簡単で運搬にも便利でなければならない。

水防工法を決めるには、河川施設の被害がどのくらいの規模なのかを見極め、慎重に決めなければならない。

各水防工法について使用材料、必要人員、施工時期、その効果などについて十分認識しておき、水防倉庫等に備蓄している材料あるいは搬入可能な材料、確保可能な人員などとの関係から総合的に判断して決定する。

水防工法は、初期の対応が最も大切で、大きな災害が起きてからでは危険が伴い、どうすることもできなくなってしまうことが多い。また作業は、豪雨の中、強風下、真夜中、狭い場所という極めて苛酷な条件の時が多く、安全については特に配慮しなければならない。

第2節 水防活動の心得

- (1) 水防団員（消防団員）は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合の要領を伝え、後顧の憂いをなくし、出動後は命令なくして部署を離れるなど、勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は、終始敢闘精神をもち、上司の命に従い団体行動をとること。
- (3) 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「水があふれる」、「堤防が決壊する」など想像による言葉を用いてはならない。

第3節 警戒

水防管理者（市長）は、出動命令を発したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、特に注意を要する箇所を中心に巡回し、次のような異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所定の報告を行う。

- (1) 居住側の堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂又は崩れ
- (2) 川側の堤防斜面の水衝部の亀裂、崩れ
- (3) 堤防天端の亀裂、崩れ
- (4) 堤防の越水
- (5) 樋門の両袖、底部からの漏水
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部の異常

第10章 避難態勢

住民に避難等の指示を行う場合、総務班は同報系防災行政無線（市内放送）、メール、広報車、ラジオ、テレビ、信号等の複数の手段により周知徹底し、地域の状況等により安全な避難施設（別紙2 参照）に避難させる。

第1節 避難立退計画

水防管理者（市長）は、岩出警察署及び関係機関と協議し、あらかじめ立退計画を定め、訓練などを実施して地域住民の安全確保に努める。

次のような事項について、必ず具体的に定めておく。

- (1) 避難場所及びその責任者並びに収容人数
- (2) 避難経路、誘導方法
- (3) 連絡系統、連絡施設
- (4) 給水、給食計画

第2節 避難情報等

河川、ため池の水位が氾濫注意水位に達し、堤防の決壊のおそれがある場合、水防本部長（市長）は、必要な区域の居住者に対し高齢者等避難を指示するものとし、更に洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。

地域住民への周知徹底については、同報系防災行政無線（市内放送）、メール、広報車、ラジオ、テレビ、信号等適当な方法により行う。

第11章 水防信号

水防法第 20 条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	警 鐘 信 号		
第 1 信号	○休止	○休止	○休止
第 2 信号	○－○－○	○－○－○	○－○－○
第 3 信号	○－○－○－○	○－○－○－○	○－○－○－○
第 4 信号	乱打		

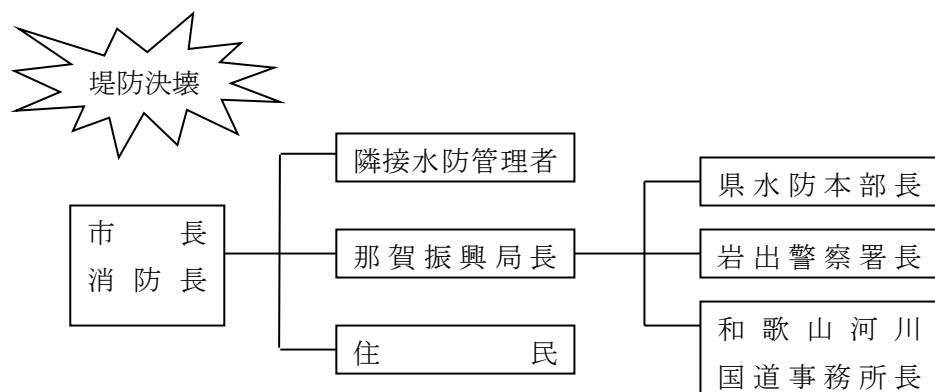
方法 区分	サ イ レ ン 信 号				
第 1 信号	約 5 秒 ○－	約 10 秒 休止	約 5 秒 ○－	約 10 秒 休止	約 5 秒 ○－
第 2 信号	約 5 秒 ○－	約 5 秒 休止	約 5 秒 ○－	約 5 秒 休止	約 5 秒 ○－
第 3 信号	約 10 秒 ○－	約 5 秒 休止	約 10 秒 ○－	約 5 秒 休止	約 10 秒 ○－
第 4 信号	約 1 分 ○－	約 5 秒 休止	約 1 分 ○－		

- (備考) 1 第 1 信号 氾濫注意水位に達したとき。
 2 第 2 信号 水防団（消防団）及び消防機関に属する者が全員出動
 3 第 3 信号 該当区域内に居住する者が出動
 4 第 4 信号 立退指示

第12章 決壊の通報

- 1 堤防等が決壊した場合、水防管理者（市長）は、直ちに那賀振興局建設部長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者に通報する。
- 2 通報を受けた那賀振興局長は、県水防本部、国土交通省和歌山河川国道事務所及び岩出警察署に通報する。

（通報系統）



- 3 水防管理者（市長）等は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、可能な限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

第13章 応援・協定・出動要請

第1節 水防管理団体相互の協力

一つの河川（紀の川）で隣接する水防管理団体は、相互に協力して水防活動に当たるものとする。

第2節 警察官の出動要請

市長又は水防団長（消防団長）は、水防のため必要があると認めたときは、岩出警察署長に対し警察官の出動を要請する。この場合、要請者において、出動を要請する事由、出動希望人員、機動力の概数、希望する地区及び日時等を明確にして要請をする。

なお、要請したときは、その内容を直ちに水防本部に報告をしなければならない。

第3節 自衛隊の出動要請等

市長は、水防活動上必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請を要求する。

その場合、次の事項を明確にして要請を要求する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考事項

災害派遣に必要な資機材（消耗品を含む。）は、自衛隊が装備する資機材の他は、要請者側が準備・提供する。

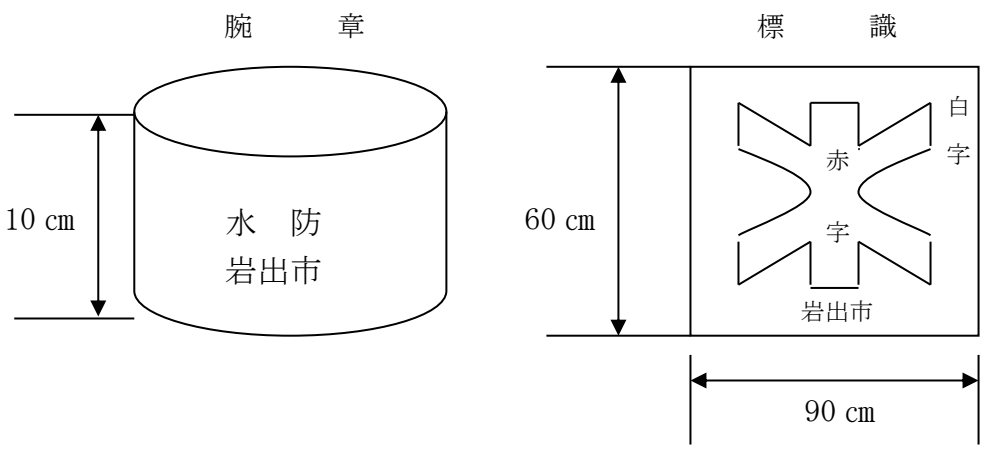
また、派遣部隊の内部管理に必要な経費は自衛隊負担とするが、救援復旧用資材、消耗品等は要請者側の負担とする。

第14章 水防標識と身分証票

第1節 水防標識

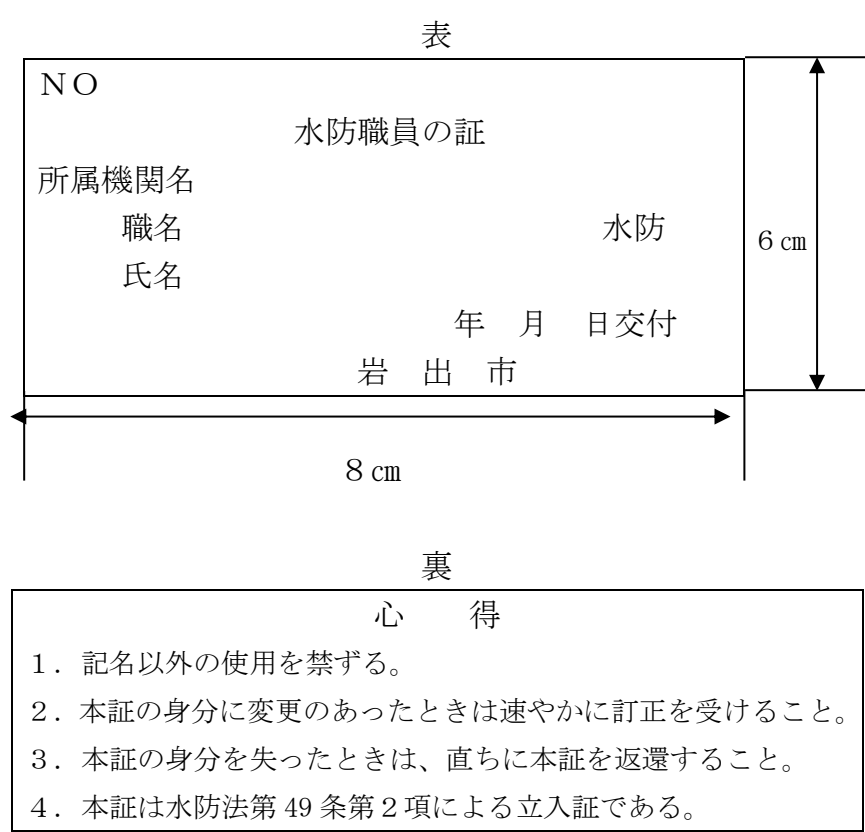
水防作業を正確かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

- (1) 水防要員の標識
左腕に腕章をつける。
- (2) 水防屯所及び車両の標識
標識を掲げる。



第2節 水防職員証

水防法第49条に規定する水防職員の証票は、次のとおりである。



第15章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

- 1 水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用を負担する。但し、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担方法は、相互の団体が協議して定める。
- 2 水防管理団体の水防により、当該水防管理団体以外の団体（市町村）が、著しい利益を受ける場合は、受益市町村がその費用の一部を負担する。

第2節 公用負担

1 公用負担命令権限証

水防法第28条により公用負担の権限を行使する者は、市長、水防団長（消防団長）にあつては、その職を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の公用負担命令権限証を携行し、必要のある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担命令権限証
職名
氏名
上記の者、〇〇地区における水防法第28条第1項の 権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日
岩出市長

上記の権限行使によって損失を受けた者に対し、市は、時価によりその損失を補償する。

2 公用負担の証明

公用負担の証明				
物 件	数 量	負担内容	使用 収納 処分等	摘 要
年 月 日				
命令者				

第16章 水防報告と記録

第1節 水防報告

1 緊急に報告すべき事項

市長が、那賀振興局建設部長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 水防団（消防団）を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者等に応援を要求したとき。
- (3) 破堤、氾濫したとき。
- (4) その他、必要と認める事態が生じたとき。

2 水防実施状況報告書

水防活動が終了したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめ、那賀振興局建設部を経由のうえ、知事及び河川管理者（国）に報告するとともに、水防記録を作成してその写しを保管する。

- (1) 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員（消防団員）及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業状況
- (6) 堤防その他の施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資機材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (8) 水防法第28条の規定による収用又は使用の器具、資機材の種類、員数及び使用場所
- (9) 障害物を処分した場合のその数量及びその事由並びに除却の場所
- (10) 土地を一時使用したときのその箇所及び所有者氏名並びにその事由
- (11) 応援の状況
- (12) 居住者の出動状況
- (13) 警察の援助状況
- (14) 現場指導の官公署氏名
- (15) 立退きの状況及びこれを指示した理由
- (16) 水防関係者の死傷
- (17) 殊勲者及びその功績
- (18) 再度の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (19) 堤防その他施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- (20) その他必要な事項

第17章 水防管理団体の水防計画と水防訓練

第1節 水防管理団体の水防計画

- 1 市長は防災会議に諮って県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは、その旨を公表するように努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 2 水防管理団体の水防計画は、より詳細に、より具体的に、あらゆる想定し得る事態を予期し作成するよう努めなければならない。

第2節 水防訓練

- 1 水防作業は、暴風雨の中しかも夜間に行う場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように次の事項を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。
 - (1) 観測（水位、雨量、風速）
 - (2) 通報（電話、無線）
 - (3) 動員（水防団（消防団）、住民）
 - (4) 輸送（資材、機材、人員）
 - (5) 工法（各水防工法）
 - (6) 樋門、角落としの操作
 - (7) 避難、立退き
- 2 指定水防管理団体の水防訓練は、出水期までに1回以上、実施する。

第18章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水等の対応

1 洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図については、地域防災計画「風水害等対策編Ⅰ－7 紀の川洪水浸水想定区域図」に定めるとおりとする。

2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとなっている。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次の掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ① 地下空間等（地下空間その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ② 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者）が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ③ 大規模な工場その他の施設（①または②に掲げるものを除く。）であって、岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場棟）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者または管理者からの申出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、地域防災計画「資料編Ⅰ－7－2 要配慮者関連施設一覧」のとおりとする。

3 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成している。また、市のウェブサイトに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水

時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため当該計画に基づき、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保等については、地域防災計画「風水害等対策編Ⅱ - 35 第 18 節 避難行動要支援者対策計画」に定めるとおりとする。

別紙1 各部・班の分担事務表

部	班	担 当 (平時の課等)	事務分掌
広報部	広報班	市長公室	・避難情報等の伝達に関する事。 ・各種媒体を活用した災害広報に関する事。 ・報道機関への対応及び記者発表に関する事。 ・避難所等における男女共同参画に関する事。 ・その他広報広聴に関する事。
	連絡調整班	議会事務局	・広報班への応援に関する事。 ・議員との連絡調整に関する事。 ・その他議会に関する事。
総務部	総務班 (本部事務局)	総務課 財務課	・気象情報等の収集及び伝達に関する事。 ・職員の動員及び参集状況の把握に関する事。 ・被害状況の収集及び把握に関する事。 ・要救助者、避難者等の把握に関する事。 ・安否不明者の氏名等の公表に関する事。 ・交通機関との連絡調整に関する事。 ・本部会議決定事項の伝達に関する事。 ・県、国等への報告、連絡に関する事。 ・他の自治体、団体等への応援要請に関する事。 ・決定事項の伝達に関する事。 ・避難情報等の発令に関する事。 ・避難所の開設、運営の指示に関する事。 ・無線、電話の管理に関する事。 ・救助資機材等の確保に関する事。 ・公用車の配車に関する事。 ・庁舎、その他の市有財産の応急対策に関する事。 ・庁舎、その他の市有財産の被害調査に関する事。 ・その他、他の班に属さない事。
	調査班	税務課	・総務班への応援に関する事。(災害初動期) ・本部長の指示による被災地の緊急調査に関する事。 ・その他調査に関する事。
	避難所支援班	市民課	・避難所の開設、運営に関する事。 ・所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 ・その他避難所支援に関する事。
生活福祉部	住民福祉班	生活支援課 地域福祉課 子ども・健康課 保険年金課	・避難行動要支援者への避難情報等に関する事。 ・避難行動要支援者の安全確保、安否確認に関する事。 ・福祉避難所の開設、運営に関する事。 ・避難行動要支援者の各種支援に関する事。 ・保育所、幼稚園、認定子ども園、学童保育所、子育て支援センターの被害調査及び応急対策 ・園児の安全確保 ・保育所等との連絡調整 ・保護者との連絡調整 ・遺体の収容、埋(火)葬に関する事。 ・その他住民福祉に関する事。
	医療保健班	子ども・健康課	・医療救護及び助産対策のとりまとめに関する事。 ・救護所の開設、運営に関する事。 ・医薬品及び医療資機材の確保に関する事。 ・医療機関、医師会、日本赤十字社等との連絡調整に関

			・すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・その他医療保健及び防疫に関すること。
	環境衛生班	生活環境課 ※1 クリーンセンター職員のみ対象	・物資班の支援に関すること。(災害初動期) ※1 ・その他環境衛生に関すること。
事業部	土木班	土木課 都市計画課	・道路、橋梁、河川施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・通行不能箇所の把握及び緊急輸送路の確保に関すること。 ・その他所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・その他土木建設に関すること。
	物資班	産業振興課 農業委員会	・避難者等に必要な食料の確保、仕分け、運送に関すること。 ・避難所等に必要な生活物資の確保、仕分け、運搬に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・農林及び商工関係における災害対策の総合調整に関すること。 ・その他農林商工に関すること。
出納部	出納班	出納室	・金銭、物品の出納に関すること。 ・その他出納に関すること。
上下水道部	上下水道班	上下水道業務課 上水道工務課 下水道工務課	・上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の応急給水に関すること。 ・その他上水道に関すること。 ・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・その他下水道に関すること。
教育部	教育避難班	教育総務課 生涯学習課 岩出図書館 民俗資料館	・避難所の開設、運営に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・児童生徒の安全確保、安否確認に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。 ・その他教育に関すること。
水防団（消防団）			・水防活動に関すること。 ・災害危険箇所の巡視、点検に関すること。 ・被災者の救出救助に関すること。 ・負傷者の搬送に関すること。 ・避難行動要支援者の避難支援、安全確保に関すること。 ・消火活動に関すること。 ・その他消防、水防に関すること。

別紙2 避難所・避難場所一覧

◇避難施設(中長期間避難所) ◆指定避難所・指定緊急避難場所

No.	施設名	住所	TEL	FAX	無線 番号	収容 人数	安全 レベル
1	岩出市総合保健福祉センター(あいあいセンター)	金池 92	61-2400	61-2411	203	442	☆☆☆
2	岩出市立体育館※	西野 264	62-2141	—	—	337	☆☆
3	岩出市民総合体育館	荊本 63-2	62-0370	62-2421	202	439	☆☆☆
4	岩出小学校※	清水 30	62-2528	63-3891	208	489	☆☆
5	山崎小学校	中黒 100	62-2879	63-3892	209	664	☆☆☆
6	山崎北小学校	西安上 70	62-0376	63-3893	210	669	☆☆☆
7	根来小学校	根来 479	62-2651	63-3894	211	503	☆☆☆
8	上岩出小学校	水栖 514	62-4490	63-3895	212	624	☆☆☆
9	中央小学校	川尻 202	62-0500	69-0048	213	586	☆☆☆
10	岩出中学校	西野 65	62-3223	62-3224	206	864	☆☆☆
11	岩出第二中学校	野上野 155	62-8851	62-8852	207	971	☆☆☆
12	那賀高等学校	高塚 115	62-2117	62-2119	—	650	☆☆☆

※紀の川の水位が避難判断水位に達した場合は、安全レベル☆☆☆の避難所に移動する。

※安全レベルは、あくまで風水害に対するものです。

◇一時避難所(風水害時避難所) ◆指定避難所・指定緊急避難場所

No.	施設名	住所	TEL	FAX	無線 番号	収容 人数	安全 レベル
1	岩出地区公民館※	清水 386-12	63-3707	—	306	152	☆☆
2	山崎地区公民館	中黒 52-2	63-3661	—	307	147	☆☆☆
3	岩出市農業構造改善総合センター(根来地区公民館)	根来 535-2	62-8206	—	309	141	☆☆☆
4	岩出市農家高齢者創作館(上岩出地区公民館)	水栖 199-3	62-8205	—	310	108	☆☆☆
5	紀泉台地区公民館	紀泉台 428	62-8913	—	503	150	☆☆☆
6	桜台地区公民館	桜台 494	63-1151	—	311	143	☆☆☆
7	岩出地区コミュニティセンター※	高塚 11	63-2248	—	301	20	☆☆
8	上岩出地区コミュニティセンター	北大池 84-2	61-4431	—	302	38	☆☆☆
9	サンホール	山 719	61-4495	—	303	79	☆☆☆
10	船山地区公民館	山崎 118-4	62-9774	—	312	50	☆☆☆

※紀の川の水位が避難判断水位に達した場合は、安全レベル☆☆☆の避難所に移動する。

※安全レベルは、あくまで風水害に対するものです。

◇地域避難場所(震災時一時的に地域で集まる避難場所) ◆指定緊急避難場所

No.	施設名	住所	TEL	FAX	無線 番号	収容 人数	安全 レベル
1	岡田児童館	岡田 643-4	62-7693	—	—	39	☆☆☆
2	大池児童館	水栖 5-1	62-7095	—	—	42	☆☆☆
3	曾屋教育集会所	曾屋 456-5	63-3686	—	—	41	☆☆☆
4	岡田集会所※	岡田 463	63-1283	—	—	33	☆☆
5	根来北集会所	根来 1162	63-1379	—	—	20	☆☆☆
6	いわで御殿※	清水 5-1	61-1122	—	—	94	☆☆
7	さぎのせ公園※	中島 1183	63-5065	63-5065	—	14,800	☆☆

No.	施設名	住所	TEL	FAX	無線 番号	収容 人数	安全 レベル
8	荒神公園	紀泉台 75	—	—	—	401	☆☆☆
9	蔵谷公園	紀泉台 427-2	—	—	—	439	☆☆☆
10	東公園	西国分 491	—	—	—	1, 515	☆☆☆
11	交通公園	堀口 41	—	—	—	1, 160	☆☆☆
12	中島グリーンタウン南公園※	中島 35-8	—	—	—	362	☆☆
13	吉田団地公園※	吉田 92-2	—	—	—	400	☆☆
14	山宮の浦公園	山 492-33	—	—	—	204	☆☆☆
15	中黒団地公園	相谷 460-15	—	—	—	447	☆☆☆
16	若葉台公園	今中 170-8	—	—	—	646	☆☆☆
17	くすのき公園	桜台 422	—	—	—	711	☆☆☆
18	さくら公園	桜台 423	—	—	—	1, 383	☆☆☆
19	けやき公園	桜台 426	—	—	—	282	☆☆☆
20	紀泉台グラウンド	紀泉台 96-2	—	—	—	4, 280	☆☆☆
21	紀泉台公園 1	紀泉台 481	—	—	—	427	☆☆☆
22	紀泉台公園 2	紀泉台 96-38	—	—	—	202	☆☆☆
23	わんぱく広場	桜台 425	—	—	—	1, 734	☆☆☆
24	むくのき公園	桜台 427	—	—	—	703	☆☆☆

※紀の川の水位が避難判断水位に達した場合は、安全レベル☆☆☆の避難所に移動する。

※安全レベルは、あくまで風水害に対するものです。

◇福祉避難所（避難行動要支援者等が避難する避難所）

No.	施設名	住所	TEL	FAX	無線 番号	主な対応 障害種別	収容 人数
1	岩出市総合保健福祉センター（あいあいセンター）	金池 92	61-2400	61-2411	203	知的 発達 精神	44
2	岩出地区公民館※	清水 386-12	63-3707	—	306	聴覚	42
3	山崎地区公民館	中黒 52-2	63-3661	—	307	肢体	32
4	岩出市農業構造改善総合センター（根来地区公民館）	根来 535-2	62-8206	—	309	肢体	41
5	岩出市農家高齢者創作館（上岩出地区公民館）	水栖 199-3	62-8205	—	310	視覚	23
6	紀泉台地区公民館	紀泉台 428	62-8913	—	503	視覚	35
7	桜台地区公民館	桜台 494	63-1151	—	311	聴覚	37
8	船山地区公民館	山崎 118-4	62-9774	—	312	視覚	20